

一般事業主行動計画とは

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

社会福祉法人北筑前福社会 行動計画

職員の働き方を見直し、特に女性職員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・育児・介護による休業後の復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日 ～ 平成32年3月31日まで

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児・介護休業や労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る。

<対策>

- 平成29年4月～ 管理者を含む全職員に周知する。
休業中の代替要員の確保に努める。
取得しやすいようにシフト調整を行う。

目標2：妊娠中や産休・育休・介休復帰後の職員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 平成29年4月～ 相談員の研修
相談窓口の設置について職員への周知

目標3：出産や子育て、介護による退職者についての再雇用の実施。

<対策>

- 平成29年4月～ 出産や子育て、介護による退職者が職場復帰を希望される場合は特段の理由がない限り優先して再雇用を行うことを、退職者及び管理者を含む全職員に周知する。